



平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン銀行
代 表 者 名 代表取締役社長 二子石 謙輔
(コード番号：8410)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員企画部長 舟竹 泰昭
(TEL：03-3211-3041)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容改定に関するお知らせ

当社は、平成24年5月25日開催の取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容改定についての承認を求める議案を、平成24年6月19日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

議案の内容

当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額は、平成20年6月18日開催の第7回定時株主総会において、取締役報酬額とは別枠で年額60,000,000円以内とご承認いただき今日に至っております。

株式報酬型ストック・オプションは、取締役の報酬を当社の業績や株式価値と連動したものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

今般、平成24年6月19日開催予定の第11回定時株主総会において「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役が2名増員されること、第7回定時株主総会後の経済情勢の変化等諸般の事情を勘案し、取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額を取締役報酬額とは別枠で年額100,000,000円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、第11回定時株主総会において「取締役10名選任の件」が承認可決されますと、本件の対象となる当社の取締役の員数は、社外取締役4名を除く6名となります。

この報酬額の改定に伴い、取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして割当てる新株予約権の内容を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は、上記の年額100,000,000円を、新株予約権の割当て日の当社の株価、一定の基準により算出された価格変動率及び新株予約権の行使可能期間等の諸条件を織り込んだブラック・ショールズ・モデルに基づき算出される新株予約権1個あたりの公正価額をもって除して得られた数（整数未満の端数は切捨て）を限度とする。

(3) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当て日において、ブラック・ショールズ・モデルに基づき算出される1株当たりの公正価額に、対象株式数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて、取締役が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額である1円に対象株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を割当てての日の翌日から30年間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。

以上